

第 2 2 号議案

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

加東市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年加東市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の右に「(法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第 5 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の右に「(法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の右に「(法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第 3 条を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

第22号議案 要旨

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

国民健康保険の被保険者である住所地特例の適用者が、後期高齢者医療制度に加入した場合における住所地特例の引継ぎについての規定を加えること。（第3条関係）

3 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116</p>

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第9条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、10月から翌年3月までの各月末日（12月については、25日）とする。

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

条の2 第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則